

## 「パートナーシップ構築宣言」

当金庫は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を越えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

#### a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援等）

当金庫は、地域の中小企業等の方々に対し、事業内容や将来性を見極め、お客様の課題を解決するために、財務情報だけでは読み取れない企業の定性面の力を分析する「事業性評価」による融資や経営改善支援の取組を強化し、顧客本位の営業と地方創生に取り組んでいます。

取組の一例として、中小企業等が抱える経営上の各種課題の解決と地域の中小企業等の発展を支援することで、地域経済を活性化させることを目的として、静岡県中小企業家同友会との間で「中小企業等支援に関する包括連携協定」を締結しました。具体的な連携内容は、「①中小企業等への情報提供、②相互の研修等への参加・講師派遣、③地域における経済情報・動向等に関する情報交換、④個別企業からの相談対応、⑤その他中小企業等への支援に寄与する事項」であります。

取組を通じて、新規開業支援、経営改善支援、引継先のマッチング支援、事業承継支援など地域金融機関としての特性を生かし、地域の中小企業等を支援し地方創生の一翼を担いたいと考えております。

### 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

下請取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある企業間での取引の適正化を図るという下記項目の趣旨に留意します。

#### ①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

#### ②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、将来的には支払サイトを60日以内とするよう努めます。

#### ③知的財産・ノウハウ

片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

#### ④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者が取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

### 3. その他（任意記載）

当金庫は、静岡県東部4信金共同SDGs宣言を行い、「環境」「社会」「経済」の各分野においてさまざまなステークホルダーと連携し、「地域社会の持続的な発展」に向けて取り組んでおり、「サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携」の趣旨に賛同致します。

経営理念である「地域の成長と前進を求めみなさまと共に歩みます」を実践するために、確固たる信念と長年積み重ねてきた経験と知見を基に全力を傾注してまいります。

2020年10月20日

富士宮信用金庫

企業名

理事長 山本勝則

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。